

第10期中野区区民公益活動推進協議会の中間答申及び今後の方向性について

区は、令和6年6月1日付で、第10期中野区区民公益活動推進協議会（以下、「協議会」という。）に諮問していたところである。この度、令和7年3月31日付で協議会から中間答申を受けたので、中間報告及び今後の方向性について報告する。

1 中間答申について（別紙のとおり）

（1）【諮問1】区民公益活動を行う団体への資金の助成、その他区民公益活動の推進に関する事項の審議について

○事業への資金助成を通じた団体支援だけでなく、資金助成に拠らない団体の運営等についての支援のあり方を構築していく必要がある。

○資金助成が、社会課題や地域課題の解決に向けた効果的な支援となるべく制度の仕組みを検討、構築していく必要がある。

○自立的な団体運営による継続的な活動に繋がる経営面の団体支援の仕組み（中間支援の仕組み）を見直し、新たに構築していく必要がある。

（2）【諮問2】基金から区民公益活動を行う団体への助成審査について

②業務委託の提案制度のあり方について、及び審査

○中野区における業務委託の基本的な考え方と本条例における業務委託提案制度の趣旨を照らし合わせ検討すること。

○本制度の捉え方及び必要性について、引き続き議論を要するが、区の予算に係る制度であるため、方向性が定まるまでは、一旦、本制度の運用を休止する判断をされたい。

2 今後の方向性

【諮問1】については、中間答申を踏まえ、助成団体や中間支援組織等へのヒアリング、他自治体の事例研究を行い、検討する。

【諮問2】②については、中間答申を踏まえるとともに、この間の各所管での取組や実績に鑑み、令和7年度からの運用を休止し、業務提案制度のあり方を検討する。

3 今後のスケジュール

令和7年4月	HP等で業務委託提案制度の休止を周知
令和8年3月	最終答申

1. 区民公益活動を行う団体への資金の助成、その他区民公益活動の推進に関する事項の審議について(中間答申)

2. 基金から区民公益活動を行う団体への助成の審査について

②業務委託の提案制度のあり方について、及び審査(中間答申)

令和7年3月

中野区区民公益活動推進協議会

1 はじめに

「中野区区民公益活動の推進に関する条例」（以下「本条例」と記す）に基づき、平成18年度(2006年度)から開始された区民公益活動を行う団体への助成制度については、この間、多くの団体が実施する様々な事業に活用され、区民公益活動の推進に一定の成果を上げてきたところである。

しかし、多年に渡り多くの団体が事業資金の調達をこの助成制度に頼らざるを得ない状況である一方で、「子ども食堂運営助成金」など、社会情勢にそった課題に対応するための助成制度等も構築され、区民公益活動を行う団体への資金の助成も変わり始めている状況もある。

このように、制度開始当初とは異なる状況も見受けられるようになり、諮問1について、公益活動を行う団体への支援のあり方を整理、再構築する観点から審議を進め、今後の方向性について中間答申としてとりまとめたものである。

また、本条例に基づき、諮問1の制度と同年度に開始された中野区業務委託の提案制度については、区民公益活動団体が区の業務へ参入する機会や、申請団体の専門性を活かした業務提案など、制度発足から9件事業採用され、成果を上げてきたところである。

しかし、傾向としては採用となる提案の割合は低く、また、近年は提案件数自体も少ない状況となっており、諮問2②業務委託の提案制度のあり方及び審査について、その背景を把握し、課題を整理するための審議を進め、今後の方向性について中間答申として取りまとめたものである。

2 現状の課題認識と中野区区民公益活動推進協議会での議論について

【諮問1】

(1) 団体支援と事業支援について

【現状の課題認識】

- 現状における団体支援は、事業に対する資金の助成（政策助成、チャレンジ基金）が主軸となっており、団体が継続的な活動ができるような団体運営に対しての支援が見えない。
- 事業に対する公的な助成金がないと団体活動・運営自体が成り立たない団体が多くなってきている傾向にある。

【中野区区民公益活動推進協議会での議論】

- 事業に対する資金の助成だけではなく、団体運営に係る支援として、行政がすべき役割を整理することが必要である。
- 行政が行き届かない（実施不可能な）支援について、どう補っていくのかの検討が必要である。
- 事業支援を行うことで、団体が自立する一助となるような制度設計の検討が必要である。
- 中野区基本構想に沿って『チャレンジ基金助成』が創設されて以来、『事業に対する資金の助成』を通して、新たな公益活動の萌芽が生まれつつあることは重要な成果であり、区としてもこの機運が途絶えることなく支援することが重要である。

(2) 中間支援の仕組みについて

【現状の課題認識】

- 現状、中間支援組織としての役割を担うとされている、社会福祉協議会や区民活動センター運営委員会については、団体が必要とする運営支援（伴走的支援等）の全てに対応ができているわけではない。
- 特に、団体の経営に関しては、現状の中間支援組織の役割と別に経営に関する専門的なノウハウを持った中間支援組織がない状況にある。

【中野区区民公益活動推進協議会での議論】

- 現状の課題に対応する中間支援組織としての役割を整理するための議論を深める必要がある。

(3)区民公益活動団体の活動における「公益性」の考え方について

【現状の課題認識】

- 昨今の社会課題を解決する活動を行う団体とその事業は多様化しており、事業の公益性について統一した見解を持つ必要がある。

【中野区区民公益活動推進協議会での議論】

- 団体の実施する事業が、具体的な社会課題や地域課題の解決に繋がり、また、その継続性や、賛同者・支援者・協力者とのネットワークが構築されているかという視点で、公益性を図ることも考えられる。
- その視点をもとに、現行の助成制度にとらわれることなく、新たな制度の新設等、行政としての対応は求められると考える。

【諮問2】

【現状の課題認識】

- 中野区業務委託提案の制度は、社会課題や地域課題の解決に繋がるテーマを具体的に設定をするものではなく、申請団体の提案するテーマ設定によるものとなっている。他の自治体の例によると、行政があらかじめテーマを設定することで、具体的な社会課題や地域課題に叶う団体の専門性を活かした業務委託がなされている。中野区においては、本条例に定められている「申請団体の専門性を活かした業務提案」について、団体の専門性を活かす提案と捉える一方で、行政の考える社会課題や地域課題の解決に繋がる業務内容と合致しない状況が生じている。

【中野区区民公益活動推進協議会での議論】

- 制度発足以降、本制度に拠らず団体の提案を所管課が受け、事業の委託を行った保育園・幼稚園課の事例や、住民団体への委託事業を始めた育成活動推進課の「放課後子ども教室推進事業」からすると、区民公益活動団体が区の業務に参入できている状況にあると見受けられる。
- 本条例において、業務委託提案制度の解釈として「課題解決型」と「団体支援型」と二面性があるように捉えられるが、業務委託として通常考えるならば、

団体支援の要素が必要なのは疑問である。

○本制度の捉え方及び必要性について、早急に検討する必要がある。他自治体の事例を研究し、引き続き当協議会での議論を深める。

3 中間答申

【諮問1】

区民公益活動を行う団体への資金の助成、その他区民公益活動の推進に関する事項の審議について

- 事業への資金助成を通じた団体支援だけでなく、資金助成に拠らない団体の運営等についての支援のあり方を構築していく必要がある。
- 資金助成が、社会課題や地域課題の解決に向けた効果的な支援となるべく制度の仕組みを検討、構築していく必要がある。
- 自立的な団体運営による継続的な活動に繋がる経営面の団体支援の仕組み（中間支援の仕組み）を見直し、新たに構築していく必要がある。

【諮問2】

基金から区民公益活動を行う団体への助成の審査について

②業務委託の提案制度のあり方について、及び審査

- 中野区における業務委託の基本的な考え方と本条例における業務委託提案制度の趣旨を照らし合わせ検討すること。
- 本制度の捉え方及び必要性について、議論が必要である。区の予算に係る制度であるため、方向性が定まるまでは、一旦、本制度の運用を休止する判断をされたい。